○厚生労働省告示第四百七十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

一　薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間（以下「記載不要期間」という。）は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第四百七十号。以下「改正告示」という。）により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

イ　ロに掲げる規定以外の規定　公布の日

ロ　別表第二の規定及び別表第三生薬及び動植物成分の項の規定　平成二十四年六月二十六日

二　改正告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第十四号に掲げるアンブロキソール、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤のうち薬事法施行規則第百五十九条の二の表第二号に規定する期間（以下「製造販売後調査等期間」という。）を経過していないものについては、前号の規定を適用せず、記載不要期間は、製造販売後調査等期間を経過した日から起算して一年間とする。

○厚生労働省告示第四百七十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である北里大学海洋生命科学部海洋生命科学科及び東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科について、その所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録養成施設の名称	変更後の登録養成施設の所在地	変更前の登録養成施設の所在地	変更の日
北里大学海洋生命科学部海洋生命科学科	神奈川県相模原市南区北里一丁目十五番一号	岩手県大船渡市三陸町越喜来字烏頭百六十番地四	平成二十三年四月一日
東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科	東京都千代田区三番町二十二番地	東京都町田市相原町二千六百番地	

○厚生労働省告示第四百七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成十六年厚生労働省告示第二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表中「補助金等の名称」の欄を次のように改める。

補助金等の名称
（項）　感染症対策費
（目）　結核医療費補助金
（目）　結核療養諸費補助金
（目）　結核医療費負担金
（項）　地域保健対策費
（目）　保健衛生施設等設備整備費補助金（日本赤十字社及び公益財団法人結核予防会に係るものを除く。）
（項）　保健衛生施設整備費
（目）　保健衛生施設等施設整備費補助金（公益財団法人結核予防会及び財団法人放射線影響研究所に係るものを除く。）
（目）　保健衛生施設等災害復旧費補助金（公益財団法人結核予防会及び財団法人放射線影響研究所に係るものを除く。）
（項）　東日本大震災復旧・復興保健衛生施設整備費
（目）　保健衛生施設等災害復旧費補助金（公益財団法人結核予防会及び財団法人放射線影響研究所に係るものを除く。）

○厚生労働省告示第四百七十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十三年十二月二十六日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人小田原支援センター	神奈川県小田原市東町四丁目十一番地二号	望月　直洋	神奈川県小田原市東町四丁目十一番地二号 神奈川県小田原市東町四丁目四番地五号

○農林水産省告示第二千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）